

## 地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における 工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

### (概要)

第1条 この要領は、山形市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した転貸融資に併せて、金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うことができる地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を導入するに当たり、本市と工事請負契約を締結している請負者（以下「請負者」という。）が本制度を利用する場合における、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第6条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡の承諾等の手続に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、本市が発注する契約金額が130万以上の工事で約款第36条の規定による前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の工事を除く。
    - ア 債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
    - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
    - ウ 債務負担行為の工事又は次年度に繰り越す工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎える、かつ、残工期が1年未満であるもの
  - (2) 山形市低入札価格調査制度取扱要領第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札を行った業者と契約した工事
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、債権譲渡を承諾することが不適当であると市長が認めた工事
- 2 前項第1号ウの工事に係る債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。

### (譲渡債権の範囲)

第3条 本制度を利用するため譲渡を承諾する債権の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事が完成した場合にあっては、検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する遅延損害金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、前条第1項第1号ウの工事に係る債権の場合にあっては、既に支払った請負代金額も控除するものとする。
  - (2) 契約が解除された場合にあっては、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払をした前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、前条第1項第1号ウの工事に係る債権の場合にあっては、既に支払った請負代金額も控除するものとする。
- 2 前項の場合において、契約変更により請負代金額に増減が生じたときは、債権譲渡承諾申請書（第1号様式（前条第1項第1号ウの工事の場合においては第1-2号様式。以下同じ。））、債権譲渡契約証書及び債権譲渡通知書（第2号様式（前条第1項第1号ウの工事の場合においては第2-2号様式。以下同じ。））の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。

3 前2項の事項については、債権譲渡承諾書において明らかにするとともに、前項の場合においては、債権譲渡人は債権譲渡先に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

(債権譲受人)

第4条 本制度における債権譲受人は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者（以下「組合等」という。）とする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協同小組合連合会
- (2) その他一般財団法人建設業振興基金が、被保証者として適當と認める民間事業者

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 本市が債権譲渡を承諾する時点は、工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日（第2条第1項第1号ア又はイの工事にあっては、最終年度の属する日）以降とする。

2 前項の出来高の確認は、履行状況報告書（第3号様式）により行うものとする。

(債権譲渡承諾後の中间前金払等の取扱い)

第6条 債権譲渡承諾後は、当該工事については、前金払、中間前金払及び部分払（第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないこととする。

(債権譲渡の承諾の手続)

第7条 請負者が組合等に債権を譲渡しようとするときは、請負者と組合等の代表者が共同で次の書類を作成し、第5条第1項に定める時点以降に本市に提出して債権譲渡の承諾申請を行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾申請書（第1号様式） 3通
- (2) 債権譲渡契約証書（案）（公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱について（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。国土交通省大臣官房会計課長、同地方課長、同技術調査課長、同官庁営繕部計画課長通知）により定めるものに準じたもの） 1通
- (3) 履行状況報告書 1通
- (4) 発行日から3か月以内の請負者及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通  
ただし、請求時において、発行日から3か月以内の印鑑証明書が既に発注者に提出されているときは、当該証明書の提出を省略することができるものとする。

- (5) 請負者が公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通

2 前項の申請を行うときは、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、組合等から融資を受けるためのものであり、債権譲受人が組合等であること。
- (2) 当該債権が、第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。

3 債権譲渡承諾申請書の提出があったときは、本市は、第2条、第5条及び前項の規定による要件を確認の上承諾するものとし、請負者及び組合等それぞれに確定日付を付した債権譲渡承諾書（第1号様式（第2条第1項第1号ウの工事の場合においては第1-2号様式。））1通を交付す

るものとする。

- 4 債権譲渡を承諾しない場合は、その理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（第4号様式）を請負者及び組合等それぞれに1通交付するものとする。
- 5 前2項の承諾又は不承諾は、速やかに行うものとする。
- 6 本市は、債権譲渡の承諾を行った場合には、債権譲渡整理簿（第5号様式）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（支払計画等の提出）

第8条 請負者は、債権譲受人及び保証事業会社の保証による融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該工事に関する融資に係る借入金の下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出するものとする。

（債権譲渡先の出来高確認等）

第9条 融資に伴う譲渡債権の担保価値の査定のための出来高確認は、債権譲渡先が行う。

（債権譲渡の通知）

第10条 請負者及び債権譲受人は、第7条第3項の承諾を受け債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により、債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書（第2号様式）を本市に提出するものとする。  
2 請負者は、本市との工事請負契約に変更が生じた場合には、遅滞なく債権譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

（被担保債権）

第11条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであり、債権譲受人又は保証事業会社が当該債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

（請負代金等の請求）

第12条 債権譲受人は、第3条に規定する範囲内で、対象工事請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、完了払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、その額の支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は、請負代金等の請求をすることはできない。

2 債権譲受人は、前項に規定する請求を行う場合は、本市に対して請求書を提出するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則（平成23年3月25日 改正）

この改正は、平成23年3月25日からとする。

附 則（平成24年3月 2日 改正）

この改正は、平成24年3月 2日からとする。

附 則（平成25年3月29日 改正）

この改正は、平成25年3月29日からとする。

附則（平成26年2月25日 改正）

この改正は、平成26年2月25日からとする。

附則（平成27年3月31日 改正）

この改正は、平成27年3月31日からとする。

附則（平成28年4月 1日 改正）

この改正は、平成28年4月 1日からとする。

附則（令和3年3月31日 改正）

この改正は、令和3年3月31日からとする。